

こまっとしまったら…

飼えなくなったら…

終生めんどろをみるのが原則です。

どうしても飼えなくなったら新しい飼い主をさがしてください。それでも見つからないときは、堺市で引き取ることもできます。

必ず事前に、動物指導センターへ相談してください。やむを得ないと判断した場合のみ、日時・場所を指定し、有料で引き取ります。

※ 1ヶ月以内に人を咬んだ犬は引き取りできません。

犬が迷子になってしまったら…

すぐに動物指導センターと近くの警察署（交番）に届出をしましょう。（保護した方も同様に届出をお願いします。）

※ 動物指導センターへは、堺市ホームページから電子申請でも届出できます。

むだ吠えで苦情を言われてしまったら

犬が吠えるのは当たり前？

ご近所に迷惑をかけているかもしれません。

しつけをするのも飼い主さんの大切な責任です。

一度、かかりつけの獣医師や動物指導センターに相談してください。

堺市保健所 動物指導センター



〒590-0013

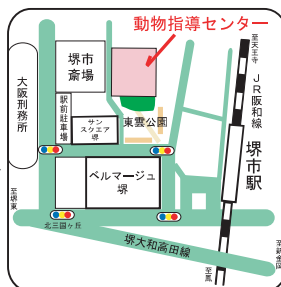
堺市堺区東雲西町1丁8番17号

TEL 072-228-0168 FAX 072-228-8156

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/dobutsu/shidocenter/shidocenter.html>

Email doshi@city.sakai.lg.jp

堺市行政資料番号 1-H2-13-0257



犬とくらすために

—すべてのひとと犬が共存できる社会へ—



大切なのはあなたのパートナーに対して愛情と責任をもつこと
飼い主であるあなたがマナーをまもることです



人と動物が共存するうれしい社会へ

飼い犬には登録と狂犬病予防注射を！

狂犬病は、世界中の国々で発生しており、発症すれば人も動物も100%死亡する大変恐ろしい感染症です。この感染症は、犬を予防することで人も**狂犬病**から守ることができるので、犬への予防注射が行われています。

我が国では、「**狂犬病予防法**」により、生後91日以上の子犬には

○市町村への**登録**（マイクロチップの指定登録機関への登録や鑑札交付）

○毎年一回の**狂犬病予防注射**（注射済み票の交付）



が義務付けられているため、世界でも数少ない狂犬病清浄国のひとつです。
※違反した場合には罰則規定（**20万円以下の罰金**）もあります。

所有者明示のマイクロチップが装着されていれば、迷子になってもおうちに帰れます。

すでにマイクロチップを装着された犬を迎え入れられた場合は、必ずご自身の情報に変更登録して下さい。マイクロチップを装着していない犬については、マイクロチップを挿入するか、犬鑑札を首輪につけるようにしましょう。

死亡したときは

登録を抹消しますので、死亡の届出をしてください。
※死体は堺市死亡動物受付ダイヤル（TEL 06-7777-3339）へ（ただし、お骨の返却等はできません。）



住所・所有者などがかわったとき

登録の変更が必要ですので、登録事項の変更を行ってください。

くわしくは
こちら

飼い犬がひとを咬んでしまったら

1. かまれた人に傷の手当てなど、誠意を持って対応しましょう。（犬が逃げたから、というのは言い訳になりません）
2. 「**飼い犬咬傷届出書**」を動物指導センターへ出してください。
3. 狂犬病予防注射の実施の有無にかかわらず、獣医師による検診（**狂犬病鑑定**）を受けさせてください。

※ かまれた人は狂犬病を一番心配しています。**狂犬病の予防注射を実施していることや狂犬病鑑定の結果**を、咬まれた人に伝えましょう。

マナーのよい飼い主は誇りです

ふんを持ち帰ってくださってありがとうございます



公園でもリードを付けてお散歩していただいているので地域のみんなが憩いの場を気持ちよく利用することができます



お散歩3点セットはお忘れではないですか？

1. ビニール袋



ふんをそのままにしておくと、誰かが踏んだり、衛生的にもよくないですね。

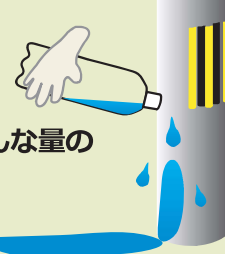
犬がふんをしたら、ビニール袋などに入れて持ち帰りましょう

2. ペットボトル

電柱や他人の家の壁などにおしっこをさせて、そのままにいませんか？排泄は可能な限り、自宅で済ませましょう。

お散歩中、電柱や路上におしっこをしたら、すぐにじゅうぶんな量の水で流しましょう。

また、他人の家の壁や敷地などは避けるなど配慮しましょう。



3. リード

犬は賢い動物です。飼い主さんの言うことはよく聞いてくれるでしょう。

しかし、飛び出してくる車、大きな音、外にはキケンがいっぱいです。

犬をリードで繋ぐことはもちろん、とっさの行動にも対応できるようリードは短めに持ってお散歩することが大切です。

※公園や道路などの公共の場所で犬を放すことは、**大阪府条例で禁止されています。**

意図的に放すのはもちろんのこと、脱走も望ましくはありません。脱走するくせがあるなら、脱走しないように工夫しましょう。



犬の飼養標識について

大阪府条例により、住居の出入り口など人の見やすい場所に、犬を飼っていることが分かる**文字もしくは図形またはこれらを組み合わせたもの**を表示しなければなりません。

※室内犬でも表示は必要です。



例1：文字

例2：イラスト

